

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義です。通告順により次の質問を致します。

今回は税についての質問を致します。最近の税に関して年々税金と社会保険料が高くなり、生活が苦しいといった意見が多くあり、お嘆きの方が多いのは、事実と思います。税と社会保険を合わせた国民負担率は2013年より40%を超え、2021年では過去の48.1%と高く、2024年度の見込みでは45.8%とまだ高く、今後、上昇する傾向でないかと案じております。減税を求める声はたくさん聞こえております。仁徳天皇の高貴さを偲ぶエピソードに相応しく、「高き屋に登りて見れば煙立つ民の竈は賑わいにけり」という和歌を詠まれています。仁徳天皇が高台より民の暮らしを見渡すと民の家より一筋もかまどの煙が立っていないのを見て、民が貧しいからであると判断され、3年間徴税を禁じると命令されたという逸話は有名であります。今、国に対し、現在の国民負担率が少しでも軽減されることを願い、次の質問に入らせて頂きます。

1点目は「市街化区域と都市計画税について」、2点目は「学校給食異物混入について」質問致します。

1点目の質問は、「市街化区域と都市計画税について」を質問致します。

1点目の質問は多度津町は都市計画税を徴収していますが、現在までの使い道はについてお伺いしたいと思います。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の都市計画税の使い道についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町の都市計画税は多度津町都市計画税条例により、税率及び課税区域などが定められています。同税は都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる目的税であることから、使途がこれらの事業に要する費用に限定されています。

また、同税は前述のように目的税であるため、総務省から通達された「地方税法の施行に関する取扱いについて」において、「予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対し、その使途を明らかにするとともに住民に対しても周知することが適当である。」とされていることから、令和7年度一般会計予算資料に「都市計画税の使途内訳」を掲載しています。

同税を充当している予算は、公共下水道事業会計への繰出金及び都市計画費などです。そのうち、都市計画費では都市計画管理費、緑化推進費及び公園事業費などに充当しています。

令和7年度当初予算において、都市計画税としての歳入予算は6,550万円、歳出予算は都市計画費と公共下水道事業会計への繰出金を合わせて4億6,794万6千円となっており、歳出に対して不足額を生じていることから、本町における都

市計画税は全額を都市計画費に充当する見込みです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問を致します。

第1問目は、都市計画税の使い道についてと答弁されましたが、私の1点目の質問は、多度津町は都市計画税を徴収していますが、現在までの使い道はという現在までという言葉がありますので、税条例が昭和45年から条例を設けまして、されておりますから、昭和45年度から今までに経緯としてどういう風になったかっていうことをお聞きしたかったんですが。昭和45年からの経緯も触れさせていただきます。昭和45年度から都市計画税を徴収し、55年という歳月が経っており、本町は都市計画に着手致しました。昭和45年頃の町長は信濃町長で、皆さんご存知のとおり、臨海工業部分の埋立をやっておられて、それから高島町長から小國町長。今現在の丸尾町長へと継承されて、途中で政策が多少は変化したものの、都市計画については変わってないと思います。ですから、今までやったのは、課長のお答えになったのは、公共下水道会計の繰出し及び都市計画税では、都市計画管理、緑化推進及び公園事業とお答えになりましたが、総務省の都市計画税については、このように分類されております。都市計画税の種類として交通系においては道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど。公共施設については公園、緑地、広場、墓苑・墓のことですね。それから生活系については水道、電気、ガス、上下水道、ごみ処理場など多岐に渡っております。今、述べた以外にもこれまでの経緯として都市計画として工事をされたことがあると思いますので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただきました都市計画管理費、緑化推進費及び都市事業費に都市計画税を充当しておる訳でございます。これまでも都市計画管理費でありますとか緑化推進費というのは、これまでも予算には計上して予算執行をさせて頂いております。また、先ほど公園という話がありましたけれども都市公園になりますとか、そう言った部分の中でも、この都市計画税というのは充当させて頂いております。先ほど答弁でも申し上げたんですが、今年度、都市計画税6,550万円でございます。大体、都市計画税というのは横ばいでございますので、歳出、都市計画費として公共下水道会計繰出金です。それが、先ほど答弁ございましたとおり、歳出、億を超えてございます。ですので、都市計画税というのは、都市計画費の中にこれまでもずっと充当はさせて頂いておりますのでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、ちょっと意見を述べさせていただきます。多度津町は、都市計画税を取るという市町については、香川県下でも珍しく多度津町とお隣の善通寺市、それから観音寺市の2市1町でございます。多度津町は経年が55年ございましたから、色んな公園とか、それから消防署、それから色んな墓地など色んなところが整備がされてきたと思いますので、これからも都市計画税をずっと取っていきながら都市計画をやっていくというので、本来の下水道だけじゃなくて変わらず色んなところに施工して頂きたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目、都市計画税の納税対象者の条件はについてお願い致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の都市計画税の納税義務者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税の納税義務者等については、多度津町都市計画税条例第2条において「都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、土地又は家屋の所有者に課する」と規定されています。

この都市計画税の課税対象区域は、昭和45年度から実施された都市計画街路事業（港線）の区域から始まり、その後、昭和59年度に決定した公共下水道事業の認可区域が追加されてきました。

従って、当該区域内の土地又は家屋の所有者が都市計画税の納税義務者となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問がございます。

納税義務者については、税条例の中に詳しい一覧等が入っております。その地番と都市計画税の都市計画図というのがございまして、都市計画税、ちょっと範囲が広くて、このように着色されて用途地域を出されております。この都市計画に課税されている部分と都市計画区域っていうのは、重ねてみると全くブレがないんですよ。これは税務課ではなくて、都市計画を担当される建設課、若しくは政策課でも結構ですから、お答え願いたいと思います。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

下水道の区域と用途地域がイコールかというお話かと思うんですけども、かなり近いではあるかと思いますが、基本的には先ほど総務課長が申し上げたとおり、都市計画税条例の中で区域が別途定められております。なので、完全にそれがイコールという訳ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

議員（古川 幸義）

今の答えなんですけど。納税地域について網掛けという地図というのは、ありません。網掛けしているとどんなに整合性があるかどうかというのは分かると思いますんで、是非、大変な作業だと思うんですけど、それは確認のために整合性があるかどうかというのは、是非そういう資料をお願いしたいと思います。これはもう再質問ではございません。要望としてさせていただきます。次に 3 点目です。課税標準額 0.1%と条例で定められていますが、その根拠はについて、お答え願いたいと思います。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の都市計画税の税率を0.1%と条例で定めている根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地方税法（第702条、第702条の4）において、都市計画税の制限税率が定められており、市町村は0.3%を上限として土地又は家屋の所有者に課することが出来るとされております。なお、条例制定当時の制限税率は0.2%でした。そのため本町では、昭和45年度に都市計画税の賦課を始めた際に、当該都市計画に関する事業に必要な費用から算出し、税率を0.2%と定めたものと思われま。その後、納税義務者の税負担を鑑み、昭和47年度からの税率を0.1%に定めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今の答弁に対しまして再質問を致します。

税務課長の方から、答弁があって0.1%で当初決められて0.2%に上げた。その0.2%に上げて、やはり1%返したっていう根拠ですね。もう少しお答え願いたいと思うんです。過去のことで、なかなかお答えづらいと思うんですが、多度津町は臨海工業団地を設けまして、その横には「さぬき浜街道」がありましたんで、道路整備をしなきゃいけないというところは、一種の条件であったと思うんです。今現在が6,700万円と総務課長が、お答えになりましたけど、以前はもっと額が少なく、その倍ですから、最小限必要だったと思うんですが、やむを得ず0.2%から0.1%に変更した根拠がもしあれば、お答え願いたいと思います。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、現在の多度津町の税率としては0.1%で課税をしておりますが、この条例の制定当時、昭和45年度は0.2%でした。その後、昭和47年度からの税率を0.1%の税率にしておりますが、これは、その当時の資料を私も少し見ていたんですが、まだその当時は公共下水道事業等も始まっておりませんでしたの

で、議会の皆様と話し合いをさせて頂いた中で、減額をすとか都市計画税を廃止すとか、そういう議論があった中で0.1%に定めるということで、その当時の議論が終わって実施されたようになっておりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今、再質問に税務課長が答えて頂いた訳なんですけど、やはり0.2%で、その当時には。公共下水道が後から平成元年でしたかね、その当時に出て来たから、相当、公共下水道でお金が必要だったと思うんです。ですから、町民の負担になっているので0.1%にしたってということになっとなんだと解釈致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。軽減措置は、どんな様な要件でしたか、質問致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の軽減措置の条件についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされているため、減免等についても固定資産税の例に準じます。減免については、「①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、②公益のために直接専用する固定資産、③町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」のいずれかに該当し、町長において必要があると認めるものと定められています。

また、宅地等に対して課する都市計画税の特例についても固定資産税の課税標準額の特例と同様に定められています。この特例とは、税負担の公平性等の観点から平成9年度の評価替え以降講じられている段階的に負担水準を均衡化させることを重視した調整措置のことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問を致します。

都市計画税条例第6条において、町長が、都市計画税を固定資産税と併せて賦課し及び徴収することが出来ない特例の事情にある場合においては、この限りではないという、この場合とは、どんな場合でしょうか。

もう一つ、用途地域内で市街化区域でありながら、計画道予定地内の建て替えとかリフォームが出来ず、市街化地域のメリットがなく、都市計画税を納税している方など、この2点について再質問致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

減免等についてのことになりますが、町長において必要があると認めるものと

定められております。この内容でございますが、まず1番目に貧困により、生活のために公私の扶助を受ける者が所有する固定資産。これは、そういう生活保護受給者という方には、減免申請を出して頂いております。2番目は公益のために直接専用する固定資産。これは、現在、多度津町にはございません。3番目に町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産。これに該当するのは、火災・災害等による減免によるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、古川議員がおっしゃった市街化区域ということでございますけれども、香川県の方は市街化区域とそれ以外の市街化調整区域というのは、平成16年5月17日をもってその線引きを廃止しております。ですので、市街化区域というところは、町の線引きとしてはございません。ただ、先ほど申し上げたとおり、都市計画税につきましては、都市計画税条例の中で区域が定められているところに賦課されているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして5点目の質問に入らせて頂きます。

都市計画税は、土地区画整理事業計画について費用になってるものとされていいますが、具体的な本町ではどのような計画でしょうか。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の本町における土地区画整理事業の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、都市計画税は都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる目的税であることから、本町においては土地区画整理事業ではなく、都市計画事業に充当しています。

なお、土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について公共施設の整備や宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業です。

具体的に申し上げますと、大きさや形が歪な複数の土地を集め、一つ一つの土地の区画を整えたり、道路を通したりすることで、その一帯の土地の利便性を向上させる事業となります。

本町においては、これまでに土地区画整理事業として事業を実施したことはなく、都市計画事業として実施しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、6点目の都市計画において用途地域内の改正や整備が必要と思われますが、いかがお考えでしょうか。お答え願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の用途地域内の改正や整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町では、昭和61年3月20日に用途地域の当初計画決定がなされ、その後、都市計画法の改正に基づく用途地域の細分化や地域特性、個別土地の特性の変化に応じて計画変更を行っており、現在、設定されている用途地域は平成24年9月28日に計画変更されたものであります。

議員ご質問の用途地域の見直しについては、令和6年度に県が実施した都市計画基礎調査の結果によると、現在指定されている「住居系用途地域」、「商業系用途地域」、「工業系用途地域」内において、土地利用の変更などにより、指定の用途と異なる土地利用が行われている状況が一部存在しております。

しかしながら、用途地域の見直しは単独ではなく、農振地域との兼ね合いや本町の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画などのまちづくりの方針などに基づき、まち全体の整合性も図りながら慎重に検討していくことが大変重要となります。

また、用途地域の変更に伴い既存不適格が生じる可能性があり、対象住民に少なからず影響が及ぶことから、十分に精査した上で用途地域変更について検討を進める必要もあります。

次に用途地域内の整備につきましては、近年の土地利用の状況として用途地域の縁辺部や外側において開発圧力が高く、大規模商業施設や分譲住宅などの宅地化が進む一方で、中心市街地では空き地や空き家が散発的に発生する都市のスポンジ化が発生しております。

そのような中心市街地の課題に対して、国の指針に則り立地適正化計画を策定し「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定め、生活サービスやコミュニティが将来にわたり持続的に確保されるよう、政策的に居住及び都市機能の立地誘導に努めているところであります。

それに対して用途地域白地地域における土地の利用につきましては、都市計画マスタープランにおいて、自然環境の保全や営農を主体とした「営農・農村集落ゾーン」、景観や環境を悪化する施設の立地を抑制し、田園環境や周辺の住環境に十分配慮した計画的な商業施設の誘導に努める「郊外的商業ゾーン」をそれぞれ設定していますが、本町における近年の土地利用の実態としては、用途地域外における農地の宅地化が進行し、虫食いの開発が進んでいる状況です。

今後、まずは近隣自治体の状況も含め都市計画全般に関して、調査研究を行っていきたいと考えております。その上で、良質な都市環境の形成又は保持を図るために農地と都市の課題解決に向けた必要な土地規制を課すことを目的として、特定用途制限地域などの規制を課すことも視野に入れながら、適正な土地

利用規制の在り方についての検討を継続的に行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をしたいと思います。

ただ今、答弁を頂きました中に色んな計画区域がございまして、特に答弁の中で白地地区っていうところが、扱いをどういう風にするかということをお答えになられましたけど、今ここに書かれてる部分が白地地区ですね。私が平成23年から30年と28年ですか、令和3年にも白地地区についての、商業地域ではありながら白地地区になっておりますので、白地地区では開発とか、そういう土地の部分に対して存在があります。ただし、用途地域に縛ってしまえば、また農地が絡んでおりますので、なかなか難しい案件であります。前の三谷課長、高嶋課長から始まりまして県に申合せをしていると。その中では、私が度々言ってます277号線で、丸亀・多度津・詫間線とそれから「浜街道」に継続して、この地域を都市計画道路を貫通させて早くしないと都市計画的には、商業地域に変えてきたと。それから新しく道路が出来ますと、丸亀・多度津・詫間線、これがザグザグの近くまで開通されましたので、この南北の土地がマルナカとかそれから新しく店舗が来まして、やはり、道路が通ると土地利用については、非常に密接した考えだと私は思っております。ですから、この都市計画道路の開通ということは、都市計画により非常に大事なことだと思っております。ちょっと私が頭に小さく入れてるのは、コンビニですね。コンビニがある場所ってございます。いわゆるコンビニ係数というものがございまして、人・物・金が動くところには必ずコンビニが調べて、こういう風な重なってはいながら、これが長目になって登録されています。ですから、浜街道に4点ですね。それから277号線沿いにも2つありまして、本当は3つあったんですが、1つはなくなっております。やはり、コンビニが出店するということは、やはりそこに人も金が動いているという現状でございます。ですから、この白地地区に何とか計画道路をして、更に用途地域に準じるという風にお願いしたいと思うんですが、これは町長でよろしいんですか。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ただ、コンビニ係数という言葉は存じ上げておりませんでした。今後、勉強させて頂けたらと思います。用途地域の見直しについては、先ほど町長の方から答弁がありましたとおり、古川議員がおっしゃるとおり、農業振興地域との兼ね合いもございますし、あと都市計画というのは、出来るだけ都市の形成を計画的に行っていくという都市化を整備するというような趣旨もございまして、そのような趣旨を踏まえながら、総合的に慎重に検討する必要があると



考えております。また産業課の方の農業振興地域を見直すとともに歩調を合わせて、必要な変更につきましては、適宜判断をしていきたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員のご質問に対しては、吉田課長の方から答弁をさせていただきましたが、少し私の方から古川議員がいつも言われてること、思われてることに対して答弁をさせていただきたいと思ってます。

いつも古川議員が懸念されております277号線、イオンの前の通り、南北の通り、これを浜街道まで抜く。JRが間に入っていますので、これがネックになっておりまして、今までずっと出来てませんでした。もう何十年も出来ていませんでした。その辺のところの忸怩たる思いっていうのは、議員の思い、本当に痛切に遺憾に感じております。今、私ども多度津とそれから丸亀市、善通寺市、そして県も含めて、今、計画道路の完遂というものをやろうとしています。それには、やはりネックとなるのがJRの線路ですね。これを跨ぐっていうこと。これも今、知事の方は、それを理解してくれています。その中で、この道路を幹線道路として浜街道から善通寺の高速道路まで一本の道で結ぶ。この計画道路はもう30年前、40年前にあったんです。ところが、この話が丸亀の金倉町でボツになってまして、そのままになってるんですが、今、丸亀市も善通寺市も多度津町と一緒に、この道を高速道路まで抜けていこう。そしてそこから琴平の方の377号線に抜けてやっていこうという風なことも今、考えています。取りあえずは、2市1町で高速道路までの道をまっすぐの南北の道にしたい。これは県にもお願いをしております。県の方も、そして、私どもの新田耕造 県議にもお願いをしております。重点課題として取り上げてくれておりますので、早くこれをまず。これは積年の課題であります。今、古川議員さん、常におっしゃって頂いておりますけれども、この積年の課題を早く解決していきたいということは、今は丸亀も善通寺も乗って来てくれております。そこから高速道路まで繋ぐということは、一番ネックになっているのは、丸亀の金倉、そして善通寺の2つが入って来てますので、いつまでに完成かっていうのはちょっと私も分からないんですが、1日も早くって言ったら通俗的な言い方かも知れませんが、本当に早く完成したいと思っておりますので、ご理解を頂きますよう、お願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の2点目の質問に入らせて頂きます。

学校給食異物混入について、過去にも異物混入があり、再発防止策を強化されたはずでありましたが、今回、何故事故が起きたのか、お伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の過去にも異物混入があり、再発防止策を強化されたはずであったが、今回、何故事故が起きたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘の今回の異物混入については、令和7年5月20日に提供された「山菜うどん」の中にホッチキスの針のような薄いものが1本混入されたものです。当日は、12時38分に1市2町学校給食センターに第1報が入り、危険物と判断し、12時40分に各幼稚園、小学校、中学校へ「山菜うどん」の喫食中止及び異常確認の連絡をしました。大部分の園児・児童・生徒は喫食が終了していましたが、異常の報告はございませんでした。

議員のご指摘のとおり、過去に異物混入があった際には、関係機関が連携して可能な限り混入の原因を特定し、対処してきました。しかしながら、原因の特定に至らず、管理体制の強化のみにとどまった事例もございます。従前からの対策により、1市2町学校給食センターの中ではホッチキスの使用はなく、事務所内で使用するクリップ等においても金属や色付きのものを使用する等、細心の注意を払っています。また、材料の納入業者においても金属検査探知機を用いて確認を行ったり、目視確認の徹底等を行っていますが、事故を完全に防ぐことが出来ていない状態です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。今回の異物混入の原因はについてお答え願いたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の今回の異物混入の原因についてのご質問に答弁をさせていただきます。異物混入については、材料に付着している場合や給食センターにおける調理中のほか、給食の配膳時等においても可能性は排除出来ません。

今回の異物については、報告を受け、1市2町学校給食センターに納入された食材及び調理場内で使用している全ての調理機器等について調査しましたが、異常はありませんでした。また、納入業者から提出された企画書において金属検査探知機の実施の有無の確認、納入業者及び製造業者へ問い合わせを行っており、現在のところ、異物混入の経路は不明です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の質問に対して再質問を致します。

原因が不明という結果では、なかなか回答としては駄目なんじゃないかなと思うんですが、金属物が混入したという想定でも構いませんが、原因と思われることを述べて頂きたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

推測で物事をこの場で言うことは難しいと思っております。給食センターの少なくとも中においてホッチキスの使用はなかったというのは間違いない話なんですけれども、納入業者による金属検査探査機の結果と学校の配膳地の調査等の結果において、今現在ある訳ではございません。全ての部分の過去に戻る訳にはいかないのです、今時点で分かっている部分で言えば、原因の部分は給食センターの中で使っていないということだけ、答弁をさせて頂きたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

3点目の質問に入らせて頂きます。今後の再発防止策についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

古川議員の今後の再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1市2町学校給食センターは、納品時における検品の目視強化、衛生管理の徹底等を既に実施していますが、さらに厳格に実施するようにします。また、調理委託業者には、納入された食材の検品の目視強化並びに調理機器や調理器具の点検、整備を一層強化するように指示致しました。物資納入業者に対しては、「給食物資の衛生管理、品質管理、施設管理及び従業員の健康管理について」を文書で注意喚起しています。

安全な給食の提供に向けて衛生管理体制を維持するとともに異物混入が発生した際には、原因や対策について正確に情報提供していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問したいと思えます。

再発防止策というのは非常に重要なことでありまして、災害がまず起きるということは小さなこういうニアミスは、たくさんで。私が以前に質問をした時には3件でした。今回1件で、そういうのが上がるということが、問題点の中に冰山の一角であった海水面に出ている部分が、それだけあったということでございます。その下には、もっと危険な事故という案件というものが発生する可能性は十分にあり得ると思えます。今回、給食センターが外注の方では方策というのが、まず必要なんですけど、これはかなり事故再発防止策として、今まで色んなことが出来たと思うんです。それ以外の不明というところで、他に問題が隠されているのではないかと思います。再発防止をその辺りから改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

教育長（三木 信行）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、そこにまた新たな事案が起こることにつきまし

ては、さらなる対策とか、そこに何か原因が見つけられないものがあるのではないかという風に考えるというのは非常に妥当であるし、そういうことを我々も考えていかなければいけないと思っています。今回の事案は、金属製のものということで給食だから色んなものが混入することがあるんですけども、今回のような時に、すぐに喫食を停止するとか、そういう風に取り決めをしているのは、その目的は、子どもたちの健康被害を防ぐというのが第1の目的であります。だから、こういう事案につきましては、先ほど氷山の一角ということがあったと思うんですけど、まずそういうのがないように、こういう事案については透明性を明らかにすることが非常に大切だと思っています。関係者、我々教育委員会の関係者も当然でございますし、それから給食の調理の方や納入業者、そして関係の児童・生徒、園児もちろん、保護者にも透明性をきちんとして、お知らせをして、次の再発防止のために気持ちをしっかり引き締める。しっかり出ていくということが非常に大切だという風に思っております。それからもう一つは、我々の方と業者との間で適切な緊張感というのが必要だと思っています。減点方式とか色々あるんですけども、今回のような事案が起きた時には、しっかりと要望していく、そのことによって緊張感を持って、こういう事案をしっかり防いでいくことが大切であると思っています。決してあるかも知れないことではなくて、あってはならないということを肝に銘じて、これからも取り組んでいきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、まだ、異物混入という以外に感染症とか、それから細菌性という問題もございます。これも合わせて今後の課題として、どうやって防疫をするか。どうやって守るんだということを、お考えをお聞きしたいと思いますので、また次回に質問させていただきます。

これにて、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。